

令和4年第1回津南町議会定例会会議録

(3月18日)

招集告示年月日		令和4年2月21日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和4年3月3日 午前10時00分			閉会	令和4年3月18日午前11時39分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	吉野 徹	応・出	
	3番	久保田 等	応・出	10番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端真一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津 進	応・出	
				13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	恩田 稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原 悠	○	税務町民課長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	村山大成	○	
	教育長	島田敏夫	○	観光地域づくり課長	石沢久和	○	
	農業委員会 長	涌井 直	○	建設課長	鴨井栄一郎	○	
	監査委員	藤ノ木 勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	村山詳吾	○	会計管理者	板場康之	○	
	福祉保健課長	鈴木正人	○	病院事務長	小林 武	○	
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	野崎 健	議会事務局班長	鈴木 真臣		
会議録署名議員		5番	桑原 義信	10番	栞原 洋子		

〔付議事件〕

(3月18日)

- |       |   |        |                            |
|-------|---|--------|----------------------------|
| 日程第1  | } | 議案第13号 | 財政調整基金の処分について              |
| 日程第2  |   | 議案第14号 | 地域経済活性化事業基金の処分について         |
| 日程第3  |   | 議案第15号 | 令和4年度津南町一般会計予算             |
| 日程第4  |   | 議案第16号 | 令和4年度津南町国民健康保険特別会計予算       |
| 日程第5  |   | 議案第17号 | 令和4年度津南町後期高齢者医療特別会計予算      |
| 日程第6  |   | 議案第18号 | 令和4年度津南町介護保険特別会計予算         |
| 日程第7  |   | 議案第19号 | 令和4年度津南町簡易水道特別会計予算         |
| 日程第8  |   | 議案第20号 | 令和4年度津南町下水道事業特別会計予算        |
| 日程第9  |   | 議案第21号 | 令和4年度津南町農業集落排水事業特別会計予 算    |
| 日程第10 |   | 議案第22号 | 令和4年度津南町病院事業会計予算           |
| 日程第11 |   | 議案第23号 | 令和3年度津南町一般会計補正予算(第19号)     |
| 日程第12 |   | 発議案第1号 | 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出について |
| 日程第13 |   |        | 議員定数等特別委員会委員の選任            |
| 日程第14 |   |        | 議員派遣の件について                 |
| 日程第15 |   |        | 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について   |

## 議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

## 議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1

#### 諸般の報告

議長（恩田 稔）

昨日の総括質疑の中で、2番、小木曾議員の質疑外の発言について、再三静止しましたが、発言をやめなかったことに対し、議長、副議長において嚴重注意をいたしましたので、御報告いたします。

### 日 程 第 2

議案第 13 号 財政調整基金の処分について

### 日 程 第 3

議案第 14 号 津南町地域福祉基金の処分について

### 日 程 第 4

議案第 15 号 令和 4 年度津南町一般会計予算

### 日 程 第 5

議案第 16 号 令和 4 年度津南町国民健康保険特別会計予算

### 日 程 第 6

議案第 17 号 令和 4 年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

### 日 程 第 7

議案第 18 号 令和 4 年度津南町介護保険特別会計予算

### 日 程 第 8

議案第 19 号 令和年度津南町簡易水道特別会計予算

日 程 第 9

議案第 20 号 令和 4 年度津南町下水道事業特別会計予算

日 程 第 10

議案第 21 号 令和 4 年度津南町農業集落排水事業特別会計予算

日 程 第 11

議案第 22 号 令和 4 年度津南町病院事業会計予算

議長（恩田 稔）

議案第 13 号から議案第 22 号まで、一括議題といたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第 13 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 13 号について採決いたします。

議案第 13 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 14 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 14 号について採決いたします。

議案第 14 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 15 号について討論を行います。

—（石田議員、挙手。）—

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

動議を提出します。

議長（恩田 稔）

ただいま、7 番、石田タマエ議員から、議案第 15 号令和 4 年度津南町一般会計予算について修正案の動議が出されました。

この動議に賛成するかたの挙手を求めます。

—（1 番、滝沢元一郎議員、2 番、小木曾茂子議員、4 番、関谷一男議員、5 番、桑原義

信議員、8番、村山道明議員、9番、吉野徹議員、10番、栗原洋子議員、11番、津端眞一議員、13番、風巻光明議員、挙手。) —

ただいまの動議について1名以上の賛成者がありましたので、この動議は成立いたしました。

修正動議の提出理由を求めます。

7番、石田タマエ議員。

(7番) 石田タマエ

議案第15号令和4年度津南町一般会計予算について修正動議を提出いたします。

令和4年度津南町一般会計予算で、7款商工費、1項商工費、3目観光費の11節役務費の1、手数料20万円及び18節負担金補助及び交付金のうち観光地域づくり事業交付金480万円の予算を次の理由により減額することを提出いたします。

DMOの目的については否定するものではありませんが、その目的達成のための具体的な道筋が不明瞭であり、進めながら考えるといった不確かな計画であります。行政としては、このように様々なリスクが懸念される不確実な計画への予算執行は、慎重に進めるべきと考えます。これらのことから、本予算から観光地域づくり事業交付金480万円並びに登記手数料としての役務費20万円を減額し、歳入については、繰越金500万円を減額する修正予算を提出いたします。

議長(恩田 稔)

7番議員、修正案はございますか。

(7番) 石田タマエ

あります。

議長(恩田 稔)

暫時休憩いたします。

— (午前10時05分) —

— (休憩) —

会議を再開いたします。

— (午前10時06分) —

議長(恩田 稔)

ただいま、議案第15号に対して、お手元に配布いたしました修正の動議が提出されました。したがって、これを本案と併せて議題とし、修正案について、提出者の説明を求めます。

7番、石田タマエ議員。

(7番) 石田タマエ

それでは、議案第15号令和4年度津南町一般会計予算に対する修正案の説明をいたします。

まず、1ページ目の議案第15号令和4年度津南町一般会計予算の一部を次のように修正

いたします。

第1条第1項中、70億円を69億9,500万円に改めます。

それから、3ページの第一表、歳入歳出予算です。その19款1項繰越金、この金額、1億5,000万円を1億4,500万円と改め、歳入合計を70億円を69億9,500万円と改めます。

続いて、9ページになります。歳入歳出予算事項別明細書、これにつきましては、1. 総括、歳入の部分で19款繰越金、本年度予算額500万円を減額した1億4,500万円に訂正をいたします。歳入合計が、それに伴いまして、69億9,500万円と訂正をいたします。

それから、10ページの歳出、7款商工費、本年度予算額3億1,489万6,000円を500万円減額をし、3億989万6,000円と訂正をいたします。歳出合計70億円を69億9,500万円と訂正をいたします。

続きまして、26ページになります。歳入、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、この所で、本年度予算1億5,000万円を1億4,500万円に改めます。

続きまして、82ページになります。歳出です。7款商工費、1項商工費、3目観光費、本年度予算1億4,914万9,000円を1億4,414万9,000円に改めます。

さらに、83ページの観光費の中の11節役務費、金額が282万4,000円のところを262万4,000円に改め、説明のところの手数料20万円、これを削除いたします。

続きまして、86ページ、18節負担金及び交付金、金額3,914万4,000円のところを3,434万4,000円に改め、説明の所の観光地域づくり事業交付金480万円、これを削除いたします。

以上です。

議長（恩田 稔）

これより、修正案について、質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

議長（恩田 稔）

議案第15号について、討論を行います。

まず、当局の原案に賛成のかたの発言を許します。

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

一般会計予算原案に賛成討論をいたします。

本年度も引き続き新型コロナウイルス感染症で町税等に影響が見込まれるなかで、令和4年度一般会計予算では、70億円と高い水準となりました。本年度の歳出におかれます予算編成を見ますと、公共施設の老朽化に伴う修繕費と扶助費の増が見込まれ、例年になく厳しい予算編成になったものと思われまます。しかし、そんななかではあります。基幹産業であります農業分野では、引き続き法人化支援、担い手育成やほ場整備、コメの食味向上、園芸1億円産地育成、販売対策などに加え、スマート農業やDX推進による省力化を進めることに前年度比15%1億2,090万円増の予算を見ましても、本年度も農業立町を強く

打ち出した予算だと思います。そんななか、今年予算の目玉は、何と言っても商工費の下記3点だと思います。

1点目は、まちなかオープンスペースの整備事業であります。商店街の空き店舗を改修して、町内外の人々の交流の場を作り、その中にテレワークができる環境を整備するという事で、ようやくサテライトオフィスの誘致に向けて、スタートラインに立つことができたと思います。

2点目は、移住・定住促進事業にも本腰を入れていただき、事業費拡大で1,220万円の予算を付けていただきました。これにより、他の自治体に比べ、大きく後れを取っている事業ではありますが、ようやくこちらもスタートラインに立つことができました。

3点目ではありますが、観光地域づくり法人 DMO の設立であります。今回、計画している法人は、観光に特化した法人というよりも、地域づくりを全面に打ち出した組織と聞いておりますので、将来に向けた持続可能なまちづくりには必要不可欠だと思います。来年までは待つておられませんので、ぜひ早急に立ち上げることができるよう、進めていっていただきたいと思います。

今回の一般会計予算、アフターコロナを見据えた持続可能なまちづくりを目指すため、財政調整基金を例年以上に計上してまでも行おうとする攻めの姿勢が反映された予算に賛成いたします。

以上です。

議長（恩田 稔）

次に、当局の原案及び修正案に反対のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

次に、当局の原案に賛成のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

議長（恩田 稔）

次に、修正案に賛成のかたの発言を許します。

11番、津端眞一議員。

（11番）津端眞一

私は、議員生活十数年間、初めて一般会計に異議を申し上げたいと思います。なぜなら、再三申し上げておりますが、ニュー・グリーンピア津南の問題、プラスチックごみの問題、早急に解決をされなければならない問題が山積しております。この DMO について、町長は、「30年、50年、100年、それを見据えて。」と言っておりますが、今、早急に解決しなければならない問題がいっぱいあるわけでございます。また、こと細かく DMO の内容を説明いたしましたますが、私は、全く理解できません。

そんなことがありまして、今回の一般会計については賛成することができないので、この修正案に賛成するものであります。議員各位の賛同を求めます。

議長（恩田 稔）

次に、当局の原案に賛成のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

次に、当局の原案及び修正案に反対のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

次に、当局の原案に賛成のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

次に、修正案に賛成のかたの発言を許します。

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

先ほど、提出されました修正案に賛成という立場で討論に参加させていただきます。

今回の議会においても、また、いろいろな協議会や先般の 12 月議会でも、私は、この法人に関する質問を、あるいは質疑をいたしてまいりました。そうしたなかで、この観光地域づくり法人 DMO について、まだ理解ができません。今までの説明の中で、法人としての要件を揃えて登記さえすれば、民と民がつながり、民と官がつながり、町と町外がつながり、農商工観光がつながり、地域経済の好循環をもたらすというような錯覚に陥る説明が多くありました。しかしながら、法人は、独立した民間団体であります。法人の最も重要な理事会は、今まで行政が 3 回か 4 回開催した推進検討委員会の構成団体から選ぶというような説明でありました。その構成団体、本音とすれば、なるべく時間を取られたくないというような感じではないでしょうか。そして、スタッフは役場職員。何か月たっても応募のない地域おこし協力隊をあてにしております。そして、社員としての個人、企業等が出資して、強力な実行部隊として、ここに関わるような意思が全く伝わってこないのが問題であります。法人の理事会は、法人の重要な基盤となる意思決定機関のはずであります。実行する事業を検討し、決定し、その手法やプロセスを示し、予算付けをし、そして、理事会は結果に責任を持たなければなりません。スタッフは、理事会の命を受けて事務を行い、調査を行い、現場を受け持つという任務だと私は理解しております。そして、わずかでも事業を行って収入があり、成果が出てこそ、住民の理解が進むものと思っております。今までの質問・質疑の中で理解を深めることができなかつた。法人につきましても、行政主導による観光施策のために単年度成果主義に基づいた取組で長期的に捉えた投資や分析ができず、成果が上がっていないという、この反省の上に立って、法人を設立することであり、今までの説明ですと、全く町の財政持出しというようなかたちに陥るものと危惧しております。この反省が全く生かされていないということであると私は理解しておりますので、この修正案に賛成の立場で討論をさせていただきました。どうか皆様がたの御理解をお願い申し上げます。

以上です。

議長（恩田 稔）

次に、当局の原案に賛成のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

次に、当局の原案及び修正案に反対のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

次に、当局の原案に賛成のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

次に、修正案に賛成のかたの発言を許します。

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

日本共産党議員団として、令和 4 年度一般会計予算修正案に賛成し、原案に反対の立場



で討論をいたします。

桑原町政1期目で見えてきた政策の中で、目玉事業とするひまわり保育園増築工事は、二度の入札不落で、令和4年度は見合わせることになりました。250人規模の保育園建設に反対の署名も無視し、民主主義も住民自治も守らない強行な進め方を行ってきました。議会にも住民にも丁寧な説明はなく、不信感を与えました。一昨日の議会からの質問に対しての答弁も、議会側に示すことのできない議事録の不備、金額など、不信感が増しました。責任の重大さも受け止めていないのに、まだ3園の方向で進めるという建設ありきの姿勢には、更に不信感と疑惑を持たざるを得ません。今後、設計に関わった業者、前教育長からも議会の場にお出でいただくことが必要です。さらに、今回の入札で法に抵触の疑いもあることなど、徹底的に調査・検証が必要です。

議員との請負禁止に関わる地方自治法に違反している事実も私の一般質問で明らかになりました。これも町長就任以来、3年半以上にわたり自治法違反を認識しながら、繰り返し取引を続けてきました。金額にして、約1,180万円です。私の指摘後も続いていました。町長の責任はもちろん、庁舎内のモラルの欠如、法違反の責任は、謝罪だけでは済まされません。今後、第三者委員会、議会の調査委員会設置が急務であります。

豪雪対策も消極的です。積雪量419cmになっても、災害救助法の適用で県に対し非常に弱腰の姿勢です。共産党国会議員は、私たち議員団と共に町内を回り、町・県振興局に聞き取り調査を行いました。県や国も「救助をためらってはいけない。事前に防ぐことが最大の目的なので、ためらわず申請してもらいたい。」と言います。町長は、豪雪の風評被害を言いますが、豪雪、それ自体が災害という認識があるのか。

新年度予算に、共産党が要請してきた補聴器購入費助成の対象を拡大したことは前進面です。しかし、DMOは、理解が得られないのに進めようとしています。新年度予算も国の方針、メニューに対応するだけでなく、町長は、わずかな年金で暮らす高齢者、コロナ禍で疲弊する町民に寄り添い、町民の願いをよく聞く、この津南の地にしっかりと足を付けた町政をしていただきたい。町政史上に汚点を残すことは、これ以上やめてください。国の悪政からの防波堤になってください。

以上のことを述べ、賛成の討論といたします。

議長（恩田 稔）

次に、当局の原案に賛成のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

次に、当局の原案及び修正案に反対のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

次に、当局の原案に賛成のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

次に、修正案に賛成のかたの発言を許します。

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

修正案に賛成の立場で発言させていただきます。

DMOの設立の趣旨、目的等につきましては、おおむね理解をいたしております。しかしながら、その足腰の強さ、腰回り等についての職員体制等々について、あまりにも脆弱であります。収入源、支出面、そんな関係を果たして大丈夫な法人であろうかという面で異議

を感じるわけです。津南町は、農業が主でございます。例えば、ふるさと納税の関係についても、大きな JA、各企業等々の意思に沿った連携等をすべきであるにも関わらず、行政主導で DMO 等を作り、そして、していくというのは、本当の連携ができているのか、はなはだ疑問に感じております。もっと慎重にしっかりとした足腰を作ったうえで、設立をすべきであろうと私は考えております。そして、まちなかオープンスペースにつきましても、総括質疑でも申し上げましたけれども、例えば、テレワークの企業何社かがあそこに在中したとして、それだけのスペースがあるのでしょうか。それだけのスペースの確保はできているのでしょうか。はなはだ疑問であります。やはり会社というのは、のびのびとした頭脳明白な所、いろいろな知恵が浮かぶ場所を提供してあげるとというのが本来のスペースであると私は考えます。スペースを改修するならば、慎重審議、もっとそれらのかたがたの意見も聞きながら、十分修正をしていくというのが私の願いでもあります。

よって、慎重審議にことを進めていただきたい。そういうことで、修正案の賛成の立場で皆さんの御理解をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長（恩田 稔）

次に、当局の原案に賛成のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

原案の賛成討論なしと認めます。

次に、当局の原案及び修正案に反対のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

原案及び修正案の反対討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

修正案の賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

まず、議案第 15 号の修正案について採決いたします。

議案第 15 号の修正案について、賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 15 号について、修正案は可決されました。

議案第 15 号について修正案が可決されましたので、修正部分を除く当局の原案について採決いたします。

議案第 15 号について、修正部分を除く原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 9 名、非起立 3 名）—

賛成多数です。よって、議案第 15 号について、修正部分を除く原案は可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 16 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 16 号について採決いたします。

議案第 16 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 17 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 17 号について採決いたします。

議案第 17 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 18 号について討論を行います。

まず、原案に反対のかたの発言を許します。

5 番、桑原義信議員。

（5 番）桑原義信

令和 4 年度津南町介護保険特別会計予算に反対討論をします。

私たちの足元で、灯油、ガソリン、食料品など、物価が軒並みに上がっているなか、年金は 4 月分から 0.4%減額になります。年金が減っているのに介護保険がいやおうなしに引かれると町民の声が寄せられています。昨年 8 月、施設等に入所する低所得者の食費、住居費を補助する補足給付が改悪され、サービス利用料の負担が増えていまして、施設のサービス利用をやめざるを得ない高齢者が出てきています。介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとって導入されましたが、もはや社会保障と呼べないものになっています。政府は、2022 年、介護保険報酬改定により、今年 2 月から 9 月分までは、2021 年度の補正予算での交付金で実施されますが、10 月以降は、介護報酬上での対応に切り替えられ、国の負担が大幅に減り、自治体負担やサービス利用者、被保険者の新たな負担が増えます。これは、応益負担で国の責任を投げ捨てるものです。町は、現場の声を聞き、サービス利用者、被保険者の更なる負担が過重にならないよう、国に強く言うように求めます。また、町独自の支援策を求めます。

町独自の支援策を求めて、この介護保険特別会計予算の反対討論といたします。皆さんの御賛同をお願いします。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 18 号について採決いたします。

議案第 18 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 19 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 19 号について採決いたします。

議案第 19 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 20 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 20 号について採決いたします。

議案第 20 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

—（風巻議員、挙手。）—

議長（恩田 稔）

13 番、風巻光明議員。

（13 番）風巻光明

動議を提出します。

今、動議を出したのは、一般会計に反対しているかたが特別会計に賛成しております。簡易水道特別会計と下水道事業特別会計。当然、一般会計からは、こういった事業には繰出金が出ているのに対して、一般会計は反対されて、それに賛成されたということは、私は理解できないので、反対されたかたの説明をいただきたいと思います。お願いしたいのですけれど、こういった動議です。

議長（恩田 稔）

ただいま、13 番、風巻光明議員から動議が出されました。

この動議に賛成するかたの挙手を求めます。

—（12 番、草津進議員、挙手。）—

ただいまの動議について 1 名以上の賛成者がありましたので、この動議は成立いたしました。

議長（恩田 稔）

暫時休憩いたします。 —（午前 10 時 44 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午前 11 時 00 分）—

議長（恩田 稔）

ただいまの動議については、議員個人の考えについて、議会として判断することはできませんので、この動議については、議会としては取り上げないことといたします。

議長（恩田 稔）

議案第 21 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 21 号について採決いたします。

議案第 21 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 22 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 22 号について採決いたします。

議案第 22 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 12

議案第 23 号 令和 3 年度津南町一般会計補正予算（第 19 号）

## 日 程 第 13

議案第 24 号 令和 3 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

議長（恩田 稔）

議案第 23 号から議案第 24 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 23 号から議案第 24 号まで一括して主なものを御説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、地方交付税の増。歳出で、秋成逆巻清水川原テレビ共聴施設修繕料の増、豪雪対策集落支援金の増でございます。

福祉保健課関係で、歳出で、原油高騰に伴う灯油購入費助成事業補助金の増でございます。

農林振興課関係では、歳出で、春季緊急消雪促進対策事業補助金増でございます。

建設課関係では、歳出で、除雪隊報酬の増、消雪施設電気料の増、除雪車修繕料の増及び燃料費の増でございます。

教育委員会関係では、歳出で、保育園及び小中学校除雪機械借上料の増、マウンテンパ

一ク津南除雪委託料の増でございます。

国民健康保険特別会計では、歳入で、前年度繰越金の増。歳出で、保険給付費等交付金償還金及び災害等臨時特例補助金返還金の増でございます。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、福祉保健課長（鈴木正人）、農林振興課長（村山大成）、建設課長（鴨井栄一郎）、教育次長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

11 番、津端眞一議員。

（11 番）津端眞一

農林振興課長に 1 点、お願いします。6 ページ、農業費の中の緊急促進除雪対応、これは町単というふうを考えているのでしょうか。今、まさに苗代除雪を行ったわけですが、昨年の 1.5 倍掛かっています。どの程度の機械除雪と消雪剤をまいた場合、どの程度の補助が出るのか。

また、当然、写真等が必要なのか。

その辺、1 点だけ教えてください。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

ありがとうございます。今現在の考えでは、機械除雪に関しましては 2 分の 1 補助を考えております。消雪剤の散布に関しましては、消雪剤の単価が例えば 1,000 円だったら 2 分の 1 補助、2 分の 1 以内という言い方がいいですか。2 分の 1 を考えております。今現在では町単事業ですが、これから県とかの事業が出てくれば、それに該当する部分は乗せていきたいと考えています。

もう 1 点、写真のほうなのですが、やる前とやった後の積雪量が分かるような、作業が分かるようなかたちでお願いしたいと思っています。そこにつきましては、農業者の皆さん、現在やられているかたもいらっしゃるかと思いますので、そこについては幾つか問合せがありまして、そういったかたがたについては、我々のほうで、こういう事業があるかもしれないというなかで準備してくださいということで、お話はさせていただいております。

議長（恩田 稔）

11 番、津端眞一議員。

(11 番) 津端眞一

着工前の写真がもう既に撮れなくなっている状況なので、着工後の写真でもよろしいでしょうか。

議長 (恩田 稔)

農林振興課長。

農林振興課長 (村山大成)

その辺は、また我々の事業の実施も遅くなったということもございますので、臨機応変に対応していきたいと思いますが、全体の積雪量等は、我々のほうで各地域の積雪量を把握しておりますので、適正に事業が執行できるように、また事務のほうにも支持していきたいと思っています。よろしくをお願いします。

議長 (恩田 稔)

8 番、村山道明議員。

(8 番) 村山道明

7 ページの災害対策費なのですが、これは世帯数で均等割りで、これは基準日がいつなのか。そして、これは今年度中とか、そういう期間、何かをする期間。しゅん工写真、機械でしている写真だとか、そういうものはいるのだろうけれども、そのしゅん工日が今年度中なのか、そこら辺の基準日等をお願いします。

議長 (恩田 稔)

総務課長。

総務課長 (村山詳吾)

世帯の基準日ですけれども、一応、現時点では、3月1日現在という内容で考えたいと思いますが、その辺は、もう一度、詰めさせていただきたいと思います。

あと、今回のこの支援金なのですが、どういった事業をして、それに対して補助するものではなく、あくまでも世帯数、1集落に対してという基準で行いますので、特に写真を出してくれとか、そういうものではございません。

また、今年度事業ですので、決定額等の通知は今年度に行いますけれども、実際の振込は、事務的な部分で口座確認等をしないといけないので、4月中の振込になる予定でございます。

議長 (恩田 稔)

8 番、村山道明議員。

(8 番) 村山道明

すみません、何に使って良いのでしたか。どういうものに対応しているのか。要するに、

お金を振り込むということは、一般的に集落で言うと新年度になってしまうのだけれども、そういう場合のお金の使い方というのが。ちょっと指南をお願いします。

議長（恩田 稔）  
総務課長。

総務課長（村山詳吾）

説明が足りなくて申し訳ありません。支援金ということで、いわゆる見舞金的な意味がございます。なので、今年、実際に集落のほうで除雪等で相当お金も掛かっていると思えますし、電気料等も掛かっていると思えますので、それに対する支援ということです。何に使ってくれとか、そういうものではないので、集落の会計の中で対応していただければと思います。よろしくお願いたします。

議長（恩田 稔）  
農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

先ほどの2分の1の補助ということで、機械除雪のところなのですけれども、雪下にんじんのほ場に関しましては、例年掛かるものですから、今年の雪の量を勘案して、3分の1の補助にさせていただいております。そのほかの育苗用地とか耕作道につきましては、2分の1ということで設定させていただいております。よろしくお願いたします。ちょっと言い足りなかったもので、すみません。

議長（恩田 稔）  
2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

すみません、初歩的な質疑なのですけれども、この補正予算19号の表紙に総額が前の予算案の総額になっているのですけれども、補正予算として通ってしまったので、これは変更の必要があるのではないかということ、どうでしょうか。

議長（恩田 稔）  
総務課長。

総務課長（村山詳吾）

前の予算というのは、先般、御審議いただいた補正予算18号ということでしょうか。今回、19号ということなのですけれども、18号は、定例会の中で今回、させていただいた内容なのですけれども。 —（副町長「令和3年度予算なので、令和4年度じゃないです。」の声あり。）— 令和3年度予算でございますので。 —（小木曾議員「分かりました。」の声あり。）—



議長（恩田 稔）

5 番、桑原義信議員。

（5 番）桑原義信

福祉保健課にお願いします。灯油助成なのですが、1 人当たり 5,000 円の追加助成になりましたが、その対象をお願いします。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

昨年 12 月の議会で御承認をいただきました世帯と同一の世帯ということでさせていただきたいと思っております。住民税非課税世帯約 700 世帯ということになっております。

議長（恩田 稔）

5 番、桑原義信議員。

（5 番）桑原義信

同一世帯ということで非課税世帯ということですが、その枠外というか、今、本当に新型コロナウイルス感染症で困っている人、そういう所は除外ですか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

今回の助成につきましては、あくまで昨年 12 月に御承認いただいた分に対して追加の助成をさせていただくものということで考えております。

議長（恩田 稔）

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

ちょっと教えてください。認可保育所の除雪機械借上料、これは、災害救助条例が適用になったと思うのですが、こういう除雪機械の借上料とかも県や国で助成する、そういうことではないのですね。

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の中で、マンパワーを直接派遣したりとか機械の貸出しとかあると思うのですけれども、今回、この交付金での予算化はあったのですか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

今回、補正予算に計上させていただいております除雪機械等の借上料につきましては、町の一般財源で対応しておりますし、特に交付金等は利用しておりません。また、災害救助条例適用になったことによって、この除雪機械の借上料が対象にはなってございません。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第 23 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 23 号について採決いたします。

議案第 23 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 24 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 24 号について採決いたします。

議案第 24 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 14

### 発議案第 1 号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出について

議長（恩田 稔）

発議案第 1 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

それでは、発議案第 1 号について、御説明いたします。

去る 1 月 17 日に新潟県町村議会議長会会長南雲正様より「拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出について」の依頼がありました。御承知のとおり、本県にとって拉致事件は、大変な重大な問題であります。新潟県議会でも、「拉致事件の早期全面解決を求め

る意見書」を提出しております。当津南町議会におきましても、一昨年12月議会で意見書提出に採決をいただきましたが、再度の意見書を提出することにより、より強固な訴えにしていきたいものであります。

3月3日、総文福祉常任委員会において協議いたしました。全員の賛同を得て、本議会に提出するものであります。

発議文については、前回とほぼ同じような内容ですので、お手元の資料を御覧いただきたいと思っております。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣の6名のかたに提出をしたいと考えております。

議員各位の賛同をお願いいたします。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第1号について採決いたします。

発議案第1号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 15

### 発議案第2号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議し、軍の即時撤退を求める決議について

議長（恩田 稔）

発議案第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

「ロシアのウクライナ侵攻に抗議し、軍の即時撤退を求める決議について」、発議いたします。

内容について読み上げます。

「ロシアのウクライナ侵攻に抗議し、軍の即時撤退を求める決議。2月24日、ロシアは、隣国ウクライナへの軍事侵攻を開始しました。戦場をウクライナ全土に拡大し、医療機関や学校などの公共施設、生活インフラ、民間人の住宅までが攻撃にさらされ、民間人を含む多くの犠牲者が出るとともに、避難も厳しい状況が生じています。これら一連の行動は、武力行使を禁ずる国際法への重大な違反行為であり、国連憲章にも明らかに違反するものです。また、27日、ロシアは軍の核兵器戦略部隊を特別態勢に置いたほか、3月4日には稼働中の原発を攻撃して占拠しており、その安全性は保障されていません。このような力による一方的な現状変更や世界中を危険にさらす行為は断じて認めることができません。

よって、津南町議会は、ウクライナに対するロシアによる武力攻撃と主権の侵害に強く抗議し、日本政府においては、核施設に対する国際原子力機関の関与による安全の確保と、武力行使の即時停止と軍の撤退による世界平和の実現に向けた対応を取るよう強く求めます。以上、決議します。」

これを津南町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出したいと思います。御賛同、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第 2 号について採決いたします。

発議案第 2 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 16

### 選任第 1 号 議員定数等特別委員会委員の選任

議長（恩田 稔）

議員定数等特別委員会委員の選任を行います。

議員定数等特別委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。

議員定数等特別委員会委員に（3 番）久保田等議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議員定数等特別委員会委員は、ただいま申し上げたとおり選任することと決定いたしました。

## 日 程 第 17

### 議員派遣の件について

議長（恩田 稔）

議員派遣の件についてを議案といたします。

お諮りいたします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することに決定いたしました。

## 日 程 第 18

### 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（恩田 稔）

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の調査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定いたしました。

議長（恩田 稔）

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（桑原 悠）

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

観測史に残る今冬の豪雪でありました。今日現在の積雪を昨年と比較しますと、役場で 30 cm、結末で 90 cm 多い残雪となっておりますなか、先日、16 日夜中、あの 3. 11、12 を思い出させる長い周期の横揺れに「またか。」の思いとなりました。長野県栄村と津南町の県境付近で発生しました震度 6 強のあの大地震から 11 年となり、自然の力の猛威の前に、リスクの多様性に対する強靭さを高めると気持ちを新たにした次第でございます。

さて、本定例会、議員の皆様から各議案に慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。今冬の豪雪対策を盛りこんだ追加議案を含みます各補正予算の御審議、令和 4 年度の一般会計をはじめ、各特別会計予算にいただきました御意見、御指導については、十分に留意し、町民の皆様のそれぞれの思い、御意見を大切にして、明日をわずらうことのない町、津南町をつくってまいりたいと申し上げるものでございます。

本議会で議決いただきましたそれぞれの議案が令和 4 年度、町民の皆様をやさしく照らし、あたためるものとなりますよう、職員一丸となりまして、魂を込めて取り組んでまいります。

結びに、この場をお借りしまして、これまで長きにわたり御活躍いただきました板場会計管理者、昭和 56 年から 41 年間、お難儀をいただきました。3 月をもって退職となります。ありがとうございました。

また、公約の一つでありました農業専門人材、県からの派遣ということで、令和元年から 3 年間にわたりまして、新潟県から来ていただきました農林振興課村山課長も 3 月をもって派遣の解除となります。ありがとうございました。

それでは、本定例会に感謝を申し上げまして、そして、1 日も早い雪消えを祈念いたしまして、御挨拶に代えさせていただきます。大変お疲れ様でございました。

議長（恩田 稔）

これにて、令和 4 年第 1 回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午前 11 時 44 分）—